

医保第 06-140 号  
令和 2 年 5 月 19 日

県内医薬品等製造販売業者及び製造業者 様  
県内医療機器修理業者 様

三重県医療保健部長

「申請・届出等の受付方法の変更等について」の一部改定について  
平素は、本県の薬事行政に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、「申請・届出等の受付方法の変更等について」（令和 2 年 4 月 15 日付け医保第 06-35 号三重県医療保健部長通知、令和 2 年 4 月 22 日付け医保第 06-64 号三重県医療保健部長一部改定通知）にて、本県の薬務感染症対策課（以下「担当課」という。）における医薬品等製造販売業・製造業にかかる申請・届出等の受付方法、相談及び調査等について、その取扱いを周知したところです。今般、本県が緊急事態宣言の対象区域から区域指定を解除されたことに伴い、同通知の「調査等について」を改定し、臨時的・特例的に下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の流行状況の変化等を踏まえ、当該取扱いについては、変更又は廃止する場合がありますが、その際は、別途その旨を連絡しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### ○受付方法（申請・届出等）について

原則、郵送による受付とさせていただきます。

このため、申請・届出等については、事前に電話等で申請・届出を希望する旨を担当課に連絡し、その後、担当課の担当者あてに郵送していただくようお願いいたします。ただし、郵送で送付できない資料等がある場合等のやむを得ない理由がある場合には、この限りではありません。

なお、お手数ですが、提出されたフロッピーディスク等や受付票を返信しますので、必ず切手を貼付した返信用封筒（レターパック等も可）を同封していただきますようお願いいたします。

（申請・届出の写しに押印等が必要な場合は、写しについても同封してください。）

○相談について

原則、対面での相談対応は行わず、電話やメール等での対応とさせていただきます。ただし、やむを得ない理由等で来庁を希望する場合はこの限りではありませんが、事前に担当課に連絡のうえ、その指示に従っていただきますようお願いいたします。

○調査等について

担当課が実施する調査等については、申請等に基づき通常どおり行うことを予定していますが、調査を予定している事業者においては、事前に担当課の担当者に対して調査方法等について、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、調査の実施時においては、マスクの着用や適宜会議室等の換気を行うとともに、3つの「密」（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）とならない調査会場を設定する等、感染防止対策に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

以上

事務担当	
医療保健部薬務感染症対策課	
薬事班 竹川	
電 話	059-224-2330
F A X	059-224-2344
メール	yakumus@pref.mie.lg.jp